別表第三中

アゼルバイジャン	アルメニア
マナト	ドラム
40	20,000
81	40,000
40	20,000

を

アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア
マナト	レク	ドラム
40	5,100	20,000
81	10,100	40,000
40	5,100	20,000

に、

南スーダン共和国	モーリタニア
ポンド	ウギア
20	2,200
20	2,200
2	200

を

南スーダン共和国	モーリシャス	モーリタニア
ポンド	モーリシャスルピー	ウギア
20	240	2,200
20	240	2,200
2	20	200

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

南スーダン共和国	モーリタニア
ポンド	ウギア
122	13,200
244	26,300
122	13,200

を

南スーダン共和国	モーリシャス	モーリタニア
ポンド	モーリシャスルピー	ウギア
122	1,440	13,200
244	2,880	26,300
122	1,440	13,200

に改める。

ポルトガル	モルドバ
ユーロ	レイ
36	754
73	1,508
36	754

を

ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ
ユーロ	デナル	レイ
36	2,250	754
73	4,510	1,508
36	2,250	754

に、